

「いとまんプレミアム商品券」店舗募集要領

(事業者向け)

1. 事業目的

長期化するコロナ禍やエネルギー価格の高騰、円安等による地域経済へ与える影響を緩和し、地域内の消費を喚起させることを目的とする。

2. 実施概要

(1)発行元:糸満市

(2)事業内容:

①プレミアム100(ピンク) 1冊4,000円相当の商品券を2,000円で販売(500円×8枚)

②プレミアム50(黄) 1冊3,000円相当の商品券を2,000円で販売(500円×6枚)

(3)総発行部数: 62,000冊(プレミアム100: 31,000冊、プレミアム50: 31,000冊)

(4)販売期間: 令和5年12月1日(金)~令和6年1月31日(水)※売り切れ次第終了

対象者:糸満市民(世帯主) ※糸満市に住民登録がある者(令和5年10月31日時点)

(5)委託事業者: 文進印刷株式会社

(6)利用期間: **令和5年12月1日(金)~令和6年2月12日(月)**

(7)経済効果: 217,000,000円

(8)対象事業者:

登録番号	登録条件	取扱商品券
1	市内に本社がある中小・個人事業所、観光施設等 (お土産品店、宿泊施設、美容室、飲食店、精肉鮮魚店、ガソリンスタンド)※フランチャイズ店、チェーン店は除く	プレミアム100(ピンク) プレミアム50(黄)
2	市外に本社がある事業所 (大型スーパー、コンビニ、フランチャイズ店等)	プレミアム50(黄)

3. 商品券の対象とならないもの

(1)金融商品

(2)たばこ

(3)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4)現金との換金、金融機関への預け入れ

(5)特定の宗教・政治団体にかかわるものや公序良俗に反するもの

(6)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(7)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(8)国税、地方税や使用料などの公租公課

(9)各参加店舗が利用対象外として指定するもの

(10)その他、糸満市が指定するもの

4.取扱いにおける厳守事項

- (1) 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する文書類を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 特定取引において受け取った商品券を別に定める方法により、無効にすること。
- (4) 無効となった商品券の受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- (8) その他糸満市市民の暮らしと地域経済を支える商品券事業の実施要綱規定に反すると認める行為をしないこと。

5.取扱店の参加資格

糸満市内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の(1)から(5)に該当する事業者を除いたもので、糸満市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1)糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団
又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条
第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
- (3)宗教又は政治団体と関わる者
- (4)公序良俗に反する営業を行う者
- (5)その他市長が不相当と認める営業を行う者

6.取扱店の責務等

- (1)取扱店であることが明確になるよう、ポスター、ステッカー及びのぼりを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2)利用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視によるチェック(商品券見本を参照)を行ってください。色合いがあきらかに違う偽造が疑われる商品券について、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、いとまんプレミアム商品券事務局まで報告してください。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否して下さい。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3)商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店印を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のあ
る商品券については、受け取りを拒否してください。
- (4)事務局が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めるときは、これに同意し、協力すること。

7.申請手続きについて

(1)申請方法

本募集要領の様式に必要な事項を記入し、いとまんプレミアム商品券事務局へ「郵送」または「直接持参」してください。

(2)申請書の提出及び問合せ先

提出先 〒901-0306 糸満市西崎町3丁目1

いとまんプレミアム商品券事務局

西崎研修センター内（旧スポーツロッジ糸満）

※営業時間:9:00~18:00

お問合せ先 ①090-6421-3221（9:00~18:00）

②080-4279-3221（9:00~18:00） ※いずれかの番号へ
お問合せ下さい

(3)申込期間

令和5年10月12日(木)~令和6年2月8日(木)

**※令和5年10月12日(木)~令和5年10月25日(水)の期間にお申込み完了いた
ただくと「専用ホームページに掲載」及び「いとまんプレミアム商品券取扱店舗一覧」に記載し、「11月号の
広報いとまん」に折込配布、加えて販売時に商品券購入者へ配布します。**

※令和5年10月25日(水)以降の申し込みにつきましては、専用ホームページのみでの掲載となります。

(4)提出書類

提出書類	糸満市商工会 会員 糸満市観光協会 会員	会員以外
(1)会員証明証の写し ※令和5年度会費納入済み事業所へ発行 糸満市商工会会員:商工会にて発行します 糸満市観光協会会員:振込確認後、随時発送します。	○	×
(2)公的な許可証の写し ※営業が確認できる許可証または登録証 (飲食店営業許可証、食料品販売許可証など)	×	○
(3)店舗情報兼誓約書(登録申請書1-1)※P5	○	○
(4)精算書類(登録申請書1-2)※P6 (振込先、口座番号、精算方法等)	○	○
(5)通帳の写し (①通帳の表面②通帳開いての1・2ページ目 各1枚)	○	○

8.換金について

- (1)精算は月3～4回です。(月によって異なります)
- (2)毎週金曜日締め、翌週金曜日支払い
- (3)換金にかかる費用負担(振込手数料)はありません。
- (4)現金支払いは致しません。
- (5)商品券の枚数を「第2号様式-①」または「第2号様式-②」(7・8ページ目)に記入し、期限内に商品券と併せて提出いただくと、入金日にお振込み致します。(第2号様式は登録番号によって異なりますので、対象の様式をご確認の上ご使用ください。)

商品券の精算期間

回数	「請求書」及び「商品券」提出期限	入金日
1回目	令和5年12月18日(月)～12月22日(金)	令和5年12月29日(金)
2回目	令和5年12月25日(月)～12月29日(金)	令和6年1月5日(金)
3回目	令和6年1月8日(月)～1月12日(金)	令和6年1月19日(金)
4回目	令和6年1月15日(月)～1月19日(金)	令和6年1月26日(金)
5回目	令和6年1月22日(月)～1月26日(金)	令和6年2月2日(金)
6回目	令和6年1月29日(月)～2月2日(金)	令和6年2月9日(金)
7回目	令和6年2月5日(月)～2月9日(金)	令和6年2月16日(金)
8回目	令和6年2月12日(月)～2月16日(金)	令和6年2月23日(金)

取扱店舗登録後「いとまんプレミアム商品券取扱説明書」を郵送しますので、詳細につきましては資料内容をご確認ください。ご不明な点があれば3ページ目に記載の電話番号までお問合せください。

登録店舗につきましては「①のぼり ②ステッカー ③ポスター」を配布致します。(受取期間は「いとまんプレミアム商品券取扱説明書」をご確認ください)

※事業終了後は「のぼり・ポール」は回収致します。最終の請求書提出日にご持参ください。

9.取扱店の取り消し等

本募集要領に違反する行為や、登録内容に虚偽が認められた場合は、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。